# 消費者庁提出資料

平成28年3月9日



# 地方消費者行政強化作戦

### 趣旨

- Ø 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)を踏まえ、
  - どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備
  - ü 地方消費者行政のための交付金を通じ、地方における計画的・安定的な取組を支援
  - ü 地方の自主性・独自性を確保しつつ、交付金を通じた当面の政策目標を設定

### 当面の政策目標

都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

- <政策目標1>相談体制の空白地域の解消
  - 1-1 相談窓口未設置の自治体(市町村)を解消
- <政策目標2>相談体制の質の向上
  - 2-1 消費生活センターの設立促進 (人口5万人以上の全市町及び人口5万人未満の市町村の50%以上)

### 【消費生活相談員】

- 2-2 管内自治体(市区町村)の50%以上に配置
- 2 3 資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2 4 研修参加率を100%に引き上げ(各年度)
- <政策目標3>適格消費者団体の空白地域の解消
  - 3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北、北陸、四国)における適格消費者団体の設立支援
- <政策目標4>消費者教育の推進
  - 4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)
- <政策目標5>「見守りネットワーク」の構築
  - 5-1 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)

# 「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

平成26年4月1日から平成27年4月1日の1年間の進捗状況

<政策目標1>相談体制の空白地域解消	<未設置地方公共団体>
1-1 相談窓口未設置の自治体を解消	4市町村 0市町村
< 政策目標2 > 相談体制の質の向上 2 - 1 消費生活センター設立促進 人口5万人以上の全市町 人口5万人未満の市町村50%以上	< 達成都道府県(設置·配置市町村数、資格保有者数等) > 19府県(466市区町) 20府県(469市区町) 10道府県(368市町村) 12道府県(413市町村)
【消費生活相談員】 2-2 管内自治体の50%以上に配置 2-3 資格保有率を75%以上に引き上げ 2-4 研修参加率を100%に引き上げ(各年度)	36都道府県(1255市区町村) 38都道府県(1288市区町村) 23都府県(2,612人) 24都府県(2,659人) 4県(平均参加率86.8%) 5県(平均参加率89.9%)
< 政策目標3 > 適格消費者団体の空白地域解消 3 - 1 適格消費者団体が存在しない3ブロック (東北、北陸、四国)に適格消費者団体の設立促進	< 適格消費者団体数 > (平成28年2月23日現在) 11団体 14団体 「NPO法人消費者支援ネット〈まもと」(平成26年12月17日認定) 「NPO法人消費者ネットおかやま」(平成27年12月8日認定) 「NPO法人佐賀消費者フォーラム」(平成28年2月23日認定)
< 政策目標4 > 消費者教育の推進 4 - 1 消費者教育推進計画の策定、消費者 教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)	【26年3月末 27年10月】 <推進計画の策定 > 11都道府県·1政令市 30都道府県·6政令市 <推進地域協議会の設置 > 18都道府県·4政令市 39都道府県·11政令市 2

### <政策目標1> 相談窓口未設置の自治体を解消

### 平成26年4月1日現在

相談窓口未設置地方公共団体:4市町村

設置率:98.8%(1,721市区町村中)

未達成:1県

#### 【沖縄県】

- ・宮古島市(みやこじまし)
- ・竹富町 (たけとみちょう)
- 国頭村(くにがみそん)
- ・南大東村(みなみだいとうそん)



秋田

平成27年4月1日現在

相談窓口未設置地方公共団体:0市町村

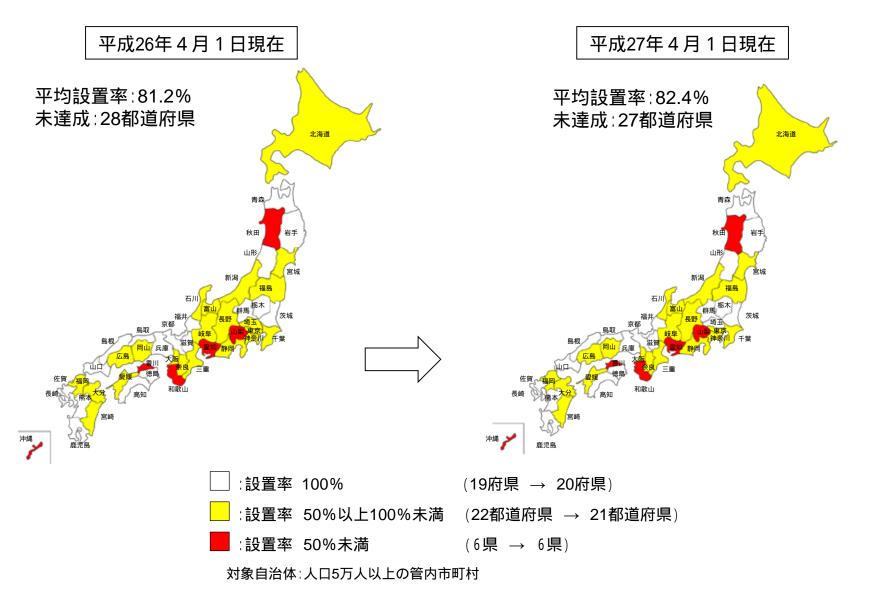


──∷全地方公共団体に設置済み

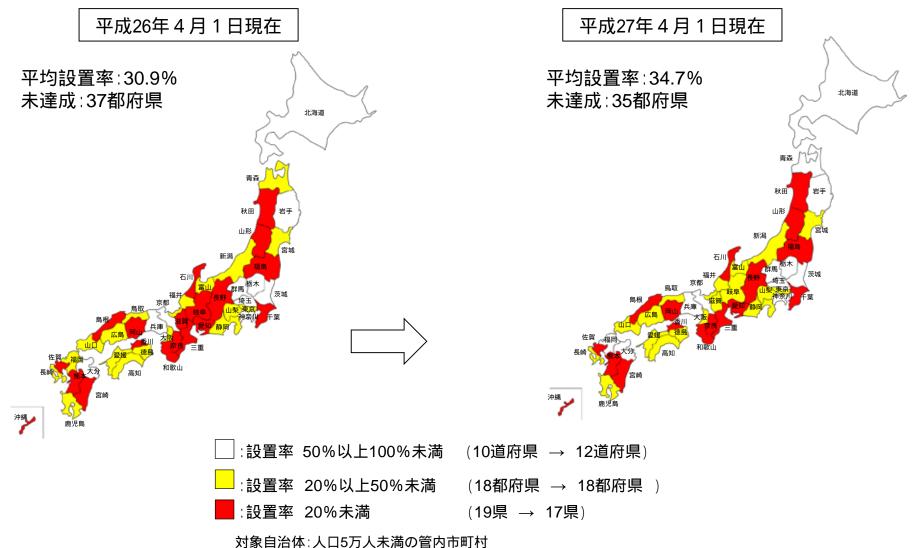
北海道

■:未設置地方公共団体あり

### <政策目標2-1 > 消費生活センター設立促進(人口5万人以上の全市町)

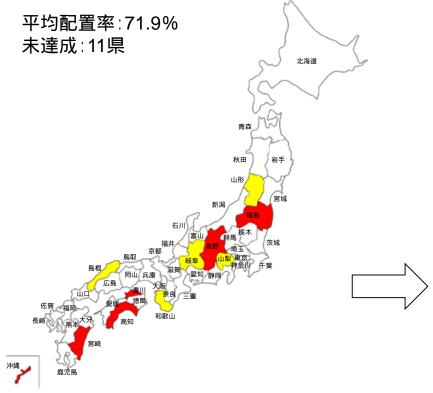


# <政策目標2-1 > 消費生活センター設立促進(人口5万人未満の市町村50%以上)



### <政策目標2-2> 管内自治体の50%以上に相談員を配置

### 平成26年4月1日現在



平成25年

3,371人

(参考)消費生活相談員数

平成23年

3,321人

年

人

平成24年

3,391人

# 3,367

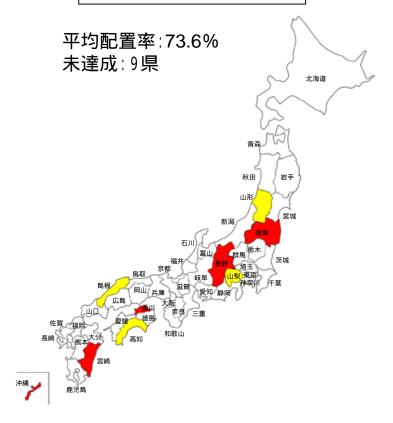
平成27

(各年4月1日現在)

平成26年

3,345人

平成27年4月1日現在



:配置率 50%以上

(36都道府県 → 38都道府県)

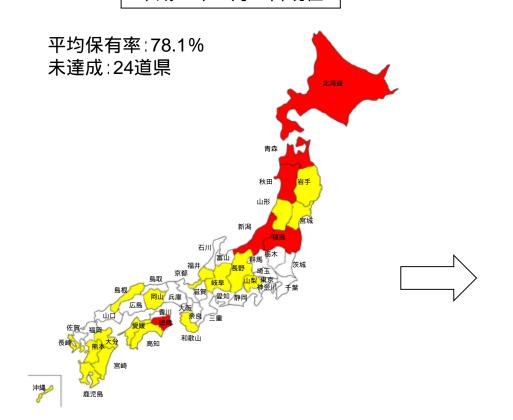
:配置率 40%以上50%未満 (5県 → 4県)

:配置率 40%未満 (6県 → 5県)

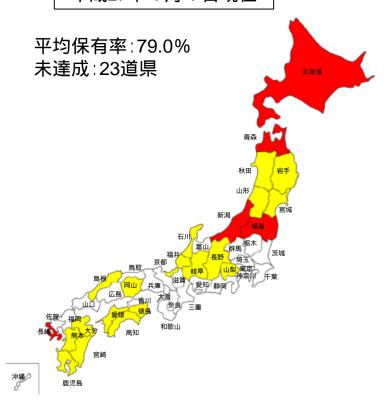
6

### <政策目標2-3> 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

### 平成26年4月1日現在



### 平成27年4月1日現在



」: 資格保有率 75%以上 (23都府県 → 24都府県)

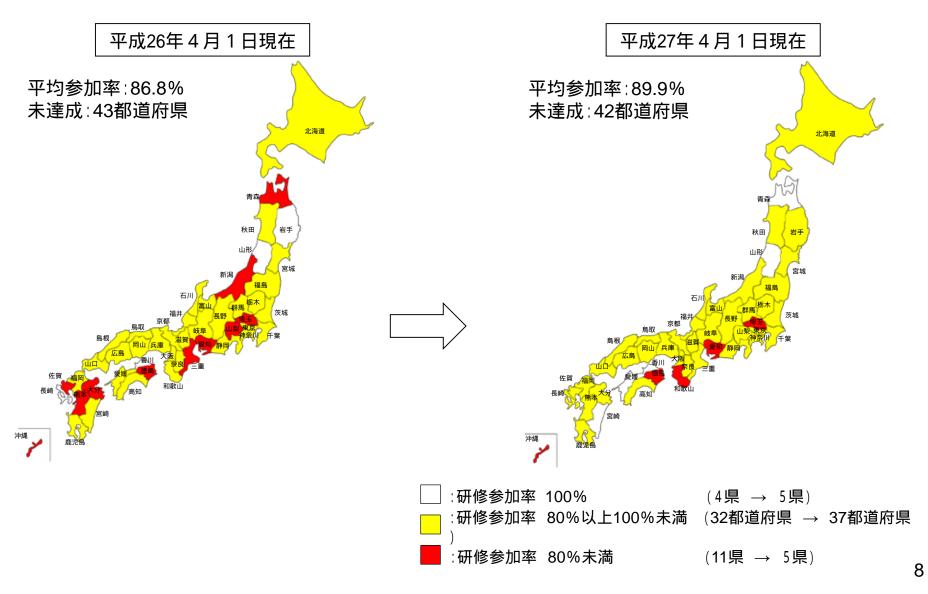
」: 資格保有率 50%以上75%未満 (18県 → 18県)

:資格保有率 50%未満 (6道県 → 5道県)

(注)以下の3資格のいずれかを有する相談員の割合。

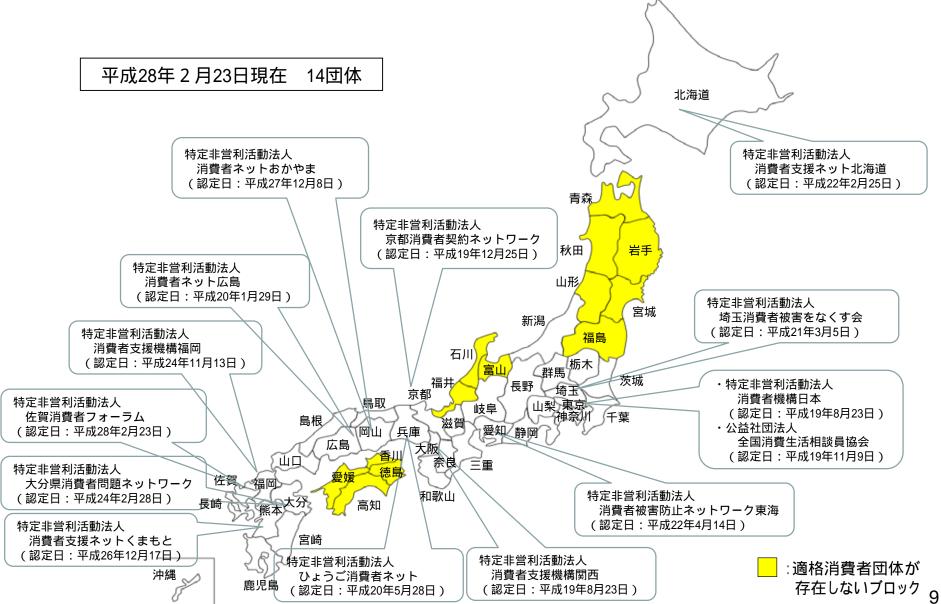
- ・消費生活専門相談員(独立行政法人 国民生活センター)
- ・消費生活アドバイザー(一般財団法人 日本産業協会)
- ・消費生活コンサルタント(一般財団法人 日本消費者協会)

## <政策目標2-4> 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ(各年度)



### <政策目標3>

# 適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北、北陸、四国)に設立促進



(注)適格消費者団体とは、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、 内閣総理大臣の認定を受けた団体。(消費者契約法第2条第4項)